

改正派遣法に基づく2021年度マージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により派遣元事業主（当社）は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開する事が義務付けられました。（法第23条第5項）

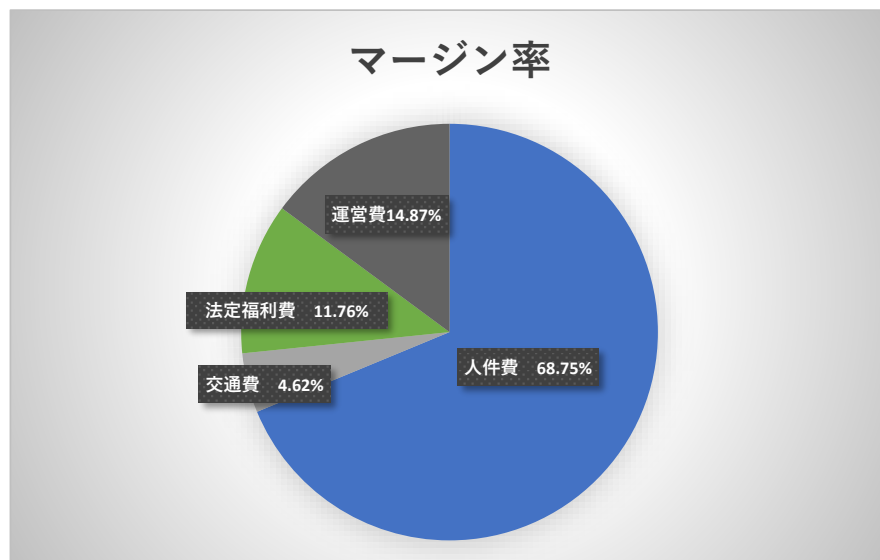
下記に当社における情報提供項目を公開致します。

対象期間 2020年4月1日 ～ 2021年3月31日

2021年4月1日時点の派遣労働者の数	123 人
2021年度 派遣先事業所数	26 社
労働者派遣料金	16,096 円（1日8時間当たりの平均）
派遣労働者の賃金	10,992 円（1日8時間当たりの平均）
マージン率	31.70%

マージン率は以下の計算式で、算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$



福利厚生に関する事項	社会保険、有給休暇、育児・介護休業 定期健康診断 ストレスチェック等
教育訓練に関する事項	新人社員の教育、ビジネスマナー教育、安全衛生教育、個人情報保護教育 派遣法教育、無料e-ラーニング等
キャリア形成支援制度に関する事項	川崎パレールオフィス キャリアコンサルティング係 TEL:044-245- 5505